

令和 6 年度持続的生産強化対策事業のうち
環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）に係る公募要領

第 1 総則

令和 6 年度持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体を以下のとおり公募します。

なお、令和 6 年度の本事業の実施等に係る詳細については、令和 6 年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）において定めることとします。

また、本公募は令和 6 年度政府予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了知おき下さい。

第 2 趣旨

我が国の畜産業における温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量のうち約 1 %であるが、我が国の農林水産分野における排出量の約 3 割を占めています。世界的に温室効果ガス排出削減の取組が重要となる中、畜産業の中でも排出量の多い酪農・肉用牛経営において、温室効果ガス排出削減に取り組むことが求められています。

このため、酪農・肉用牛経営において、飼料生産基盤を確保しつつ、温室効果ガスの排出量削減のための取組を推進することとします。

第 3 事業内容

事業実施主体は、環境負荷軽減型持続的生産支援事業（別紙 1）の実施を推進するため、本事業の概要（別紙 2）に基づき、事業内容を周知するため、全国を対象として説明会の開催、肉用牛経営者等が行う飼料作付面積及び温室効果ガス排出削減の取組の現地確認等を行うこととします。

第 4 応募団体等の要件

本事業に応募できる団体は、別紙 2 に掲げる要件を全て満たすものとします。

第 5 補助の対象となる経費等

補助対象経費は、本事業の推進に係る経費（備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、システム導入・改良費）、謝金、旅費、委託費、役務費、雑役務費（手数料、租税公課））とし、補助率は定額とします。

応募に当たっては、本事業の実施期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づ

づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で積算し、千円単位（未満切捨て）で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- 4 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む）
- 5 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 6 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）に要する経費
- 7 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第7 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金交付決定の日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

第8 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、別紙 3 に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、令和 6 年 2 月 26 日（月曜日）午後 5 時までとします。

申請書類の提出先及び問合せ先は、次のとおり。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省畜産局企画課経営企画班

電話番号：03-3502-0874

FAX：03-3502-0873

メールアドレス：上記電話番号にお問い合わせください

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画等申請書類は、別記様式に従って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、本要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として電子メール、郵送、宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とします。
- (5) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問合せ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- (6) 申請書類を郵送または宅配する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型））応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があっても無効となりますので、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (7) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (9) 本事業についての問合せ受付時間は平日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

第9 補助金等交付候補者の選定

(1) 審査方法

提出された事業計画書等を、審査基準に基づき、農林水産省農産局長が別に定めるところにより設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）の審査を経て、事業計画書等を提出した者（以下「計画提案者」という。）の中から、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 審査の観点

事業内容及び実施方法、事業の効果など事業毎に定める以下の審査基準に基づき、事業実施計画書の審査を行います。

ア 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

公益性	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
-----	--	--	-------------------------------------

イ 環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）単独の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実効性	・ 多数の肉用牛経営者に向けて事業を周知し、参加を呼びかけることができるか。 ・ 現地確認等において地方農政局や都道府県等と連携する体制が構築されているか。 ・ 事業の支援対象となっている温室効果ガス排出削減の取組の内容や効果を理解し、肉用牛経営者が適切に取組を実施できるよう、現地確認等において支援及び指導できるか。 ・ 電子申請サービスを活用して事業を円滑に実施できる体制となっているか。 ・ 個人情報保護のための内部規程を整備しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 認められない。	5 4 3 2 1 0
専門性	・ 事業実施主体の肉用牛の飼養管理に関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の自給飼料の作付けに関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の家畜排せつ物の処理に関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の温室効果ガス排出削減に対する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体に肉用牛農家への指導経験がある者が含まれているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 認められない。	5 4 3 2 1 0

（３）審査の注意点

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとします。

ア 過去３ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30年法律第179号。以下「適正化法」という。第17条第１項又は第２項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

イ（２）のアの有効性、実現性及び公益性並びに（２）のイの評価項目に掲げる内容を１つも満たさない場合

（４）審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、計画提出者のうち補助金等交付候補者に選定された者については候補となった旨を、それ以外の計画提案者に対しては候

補とならなかった旨をそれぞれ書面で通知することとします。審査の経過や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予め御了知ください。

第10 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守るものとします。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱等を遵守し、本事業全体の進行管理等、本事業の推進全般に関する責任を負うこととなります。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- （2）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。
なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により事業実施主体が取得又は効用を増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受ける取組主体に帰属します（事業実施主体の代表者個人には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- （1）取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- （2）処分制限期間において、取得財産等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権等の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の（１）から（４）までの条件の遵守を約する確認書を公募による選定後に国に提出することを条件に、事業実施主体、取組主体又は事業の一部を事業実施主体から受託する団体に帰属させることとします。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとします。

- （１）成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- （２）国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

(別紙 1)

環境負荷軽減型持続的生産支援事業の概要

第 1 事業内容

本事業は、第 2 に掲げる要件を満たす飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付面積を確保しつつ、酪農・肉用牛経営者等が行う温室効果ガス排出削減の取組に対し、国が予算の範囲内において、第 3 に規定する交付金交付対象面積等に応じて交付金を交付する事業とする。

第 2 交付金の交付要件

次の要件を全て満たす酪農・肉用牛経営者等を第 1 に規定する交付金の交付対象とする。

- 1 酪農経営者及び肉用牛経営者（以下「酪農・肉用牛経営者」という。）又は酪農経営者組織及び肉用牛経営者組織（以下、「酪農・肉用牛経営者組織」という。）は次の要件に適合することとする。

(1) 酪農・肉用牛経営者

酪農については、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷実績があること。肉用牛については、原則として事業実施年度に出荷・販売実績があること。

(2) 酪農・肉用牛経営者組織

(1) の酪農・肉用牛経営者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、以下の要件を満たしていること。

ア 法人にあつては、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であること。

イ 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに温室効果ガス排出削減に配慮した酪農・肉用牛経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

(ア) 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 集団の運営及び構成員の役割に関する事項

(ウ) 集団の会計処理に関する事項

- 2 事業実施年度の(1)に定める飼料作物作付地における(2)に定める飼料作物作付延べ面積を(3)に定める飼養頭数で除して得た面積が、基準面積（北海道においては 40 アール、都府県においては 10 アールとする。以下同じ。）以上であること（別添 1 の A の取組を実施する者を除く。）。ただし、酪農・肉用牛経営者組織については、各構成員及び当該組織それぞれの飼料作物作付延べ面積の合計を各構成員及び当該組織それぞれの飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

- (1) 飼料作物作付地は、以下の①から⑤のいずれかを満たす農地又は採草放牧地とする。

① 酪農・肉用牛経営者又はその家族及び酪農・肉用牛経営者組織が所有する農

地又は採草放牧地。

- ② 酪農・肉用牛経営者又はその家族及び酪農・肉用牛経営者組織に利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

（ア）農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地

（イ）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）によって利用権が設定された借入れ農用地

（ウ）河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること。

- ③ その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

- ④ 委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作物の作付地をいう。

（ア）受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと

（イ）受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること

（ウ）委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする

- ⑤ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地をいう。

- （2）飼料作物作付延べ面積とは、以下の①から⑥のいずれかの公的機関等の書類により確認できる飼料作物作付地において事業実施年度に飼料作物が作付けされた面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作付面積に、2作目の飼料作付面積を加えた面積とする。

- ① 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告されたもの）

- ② 農地法第3条の許可書

- ③ 土地登記簿

- ④ 土地課税台帳

- ⑤ 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

- ⑥ 実測等（土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、①から⑤の書類で確認が出来ない場合）

(3) 飼養頭数とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、事業実施年度の 4 月 1 日における以下の①及び②の頭数の合計をいう。

① 酪農については、満 27 か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛（乳用後継牛のみを飼養している経営者にあつては、②の月齢を満たす頭数の合計）

② 肉用牛については、満 7 か月齢以上の繁殖雌牛、肥育牛、育成牛

- 3 別添 1 に掲げる温室効果ガス排出削減の取組を現に実施し、又は確実に実施することを示した計画（以下「実施計画」という。）を作成し、実施すること。
- 4 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）の別添 1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）を實踐し、農業環境規範の点検シートを用いた点検を実施していること。
- 5 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）第 4 条及び第 5 条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）若しくは悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること。
- 6 事業への参加に係る確認事項に同意していること。
- 7 第 4 の 3 の規定により行う現地確認等、本事業の実施に関し協力すること。
- 8 牛個体識別台帳に登録されている酪農・肉用牛経営者等の情報の取得、加工、第三者（当事業を実施する上で必要最小限の範囲に限る）への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
- 9 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第 3 交付金の交付対象及び交付単価

- 1 交付金の交付対象となる飼料（以下「交付金交付対象飼料」という。）、交付金の交付対象となる重量（以下「交付金交付対象重量」という。）、交付金の交付対象となる面積（以下「交付金交付対象面積」という。）及び交付金の交付対象となる頭数（以下「交付金交付対象頭数」という。）並びに交付単価は、別添 2 のとおりとする。ただし、別添 1 の B 及び C の取組の交付金交付対象面積については、飼料作物作付面積から、第 2 の 2 の（1）の⑤の農地であつて事業実施年度に水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付される交付金をいう。以下同じ。）の交付対象となっている農地の面積を除いた面積とする。

2 別添1のB及びCの取組の交付金の交付単価については、別添2の交付単価と併せ、以下のとおりとする。

ア 交付金交付対象面積のうち200ヘクタール以下の部分に対しては、1.0ヘクタール当たり15,000円以内

イ 交付金交付対象面積のうち200ヘクタールを超え400ヘクタール以下の部分に対しては、1.1ヘクタール当たり15,000円以内

ウ 交付金交付対象面積のうち400ヘクタールを超える部分に対しては、1.2ヘクタール当たり15,000円以内

第4 事業実施手続

本事業に係る手続は、農林水産省共通申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）を利用して行うことを原則とし、以下の1から6の手続において、事業申請に係る様式を使用した提出、報告及び通知に関する手続については、電子申請サービスの手続を利用することで実施したものとみなす。

1 事業参加申込み

- (1) 本事業に参加しようとする酪農・肉用牛経営者及び酪農・肉用牛経営者組織（以下「事業参加申込者」という。）は、実施計画及び事業参加に係る確認及び個人情報取扱いに関する同意書を添付した環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）を経由して、又は直接、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書総括表（以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、(1)の事業参加申込書と併せて地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、牛個体識別台帳に登録されている各事業参加申込者の飼養頭数情報を取得した後、事業参加申込書の内容が第2の要件に適合しているか審査し、その結果を都道府県協議会等を経由して、又は直接、事業参加申込者に通知するものとする。
- (4) 地方農政局長は、(3)について、直接、事業参加申込者に通知した場合、速やかに農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に報告するものとする。
- (5) 畜産局長は、地方農政局長から(4)に規定する報告があった場合には、速やかに全国団体（別紙2の第1の1の事業実施主体をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 変更の申出

- (1) 事業参加申込者は、事業参加申込書の内容に変更があったとき又は交付要件を満たせなくなったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し、又は直接、地方農政局長に申し出るものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から(1)の申出があった場合には、速や

かに地方農政局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長は、事業参加申込者又は直接(1)の申出があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。
- (4) 畜産局長は、地方農政局長から(3)に規定する報告があった場合には、速やかに全国団体に通知するものとする。

3 現地確認等

- (1) 都道府県協議会等は、1の(3)の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）に対して、第2の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により現地確認等を行うものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等結果（以下「現地確認結果」という。）及び環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等報告書総括表（以下「現地確認結果総括表」という。）を作成し、現地確認結果総括表を地方農政局長に提出するものとする。また、都道府県協議会等は、現地確認の結果を事業参加者に通知するものとする。

電子申請の場合は、電子申請サービスに現地確認の結果を登録するものとする。

- (4) 地方農政局長は、都道府県知事に事業参加者の事業参加申込書の内容について協議を行うものとする。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。
- (5) 地方農政局は、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとし、現地確認等を行う場合は、事業参加者に通知する。

4 交付申請

- (1) 本事業の交付金の交付を受けようとする事業参加者（以下「交付申請者」という。）は、1の(3)に規定する地方農政局長からの通知及び都道府県協議会等を経由して参加申込を行なった事業参加者にあつては、3(3)に規定する現地確認等の結果、適合している旨の通知を受領した後、環境負荷軽減型持続的生産支援事業交付金交付申請書（4及び5において「交付申請書」という。）及び交付金交付先情報を、都道府県協議会等を経由して、又は直接、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、(1)の交付申請書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、交付申請書を地方農政局長に提出するものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長は、4により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して、又は直接、交付申請者に対し「環境負荷軽減型持続的生産支援事業における交付金の交付決定通知」を交付した上で、交付金を交付する。

6 交付決定後の現地確認等

- (1) 全国団体は、畜産局長と協議の上、交付決定後の確認の対象とする事業参加者を決定するものとする。
- (2) (1)の決定内容について畜産局長から通知を受けた地方農政局長は、確認の対象とする事業参加者に通知するものとする。
- (3) 全国団体は、(1)で決定した事業参加者が、第2の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により現地確認等を行うものとする。
- (4) 全国団体は、現地確認等について、必要に応じて地方農政局又は都道府県の協力を得て行うものとする。
- (5) 全国団体は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの現地確認結果及び現地確認結果総括表を作成し、現地確認総括表を畜産局長に提出するものとする。

7 事業参加申込者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 事業参加申込者が、事業参加申込後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、第2に掲げる各交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の交付金の交付を受けることができるものとする。

この際、交付金を受けるための要件のうち第2の1の(1)について、「年間」とあるのは、「事業参加申込者の存命の間」と読み替えるものとする。

- (2) (1)により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加申込者の交付金の交付の承継に関する申出書に、①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由して、又は直接、地方農政局に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった年度内とする。

また、都道府県協議会等は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

第5 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者は、本事業の参加申込及び交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第6 交付決定の取消し

地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又は本事業に係る法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第7 交付金の返還

- 1 地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第8 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等及び全国団体を事業実施主体とする環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業により補助する。

別添 1（別紙 1 の第 2 の 3 関係）

温室効果ガス排出削減の取組

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

（１）表 1 の取組事項から 2 つを実施すること。

- ・ 酪農経営者については、①～④の取組及び⑤～⑧の特認取組（令和 6 年度まで）の取組から 2 つを選択して実施すること。
- ・ 肉用牛等経営者については、①～④の取組から 2 つを選択して実施すること。

（２）同じ 2 つの取組の実施は最大 3 年間とし、以降継続する場合は、1 つの取組を未実施の取組に転換すること。また、1 つの取組の最大実施期間は 6 年間とする。
なお、令和 4 年度の本事業参加者においては、令和 4 年度に実施した取組から適用する。

表 1：取組事項

取組事項	取組内容
① 放牧の実施	・ 飼料作物作付地において、申請年度内に以下に示す対象牛及び 1 頭当たりの放牧日数以上の放牧を実施すること（対象牛の頭数は、個体識別台帳に記録されている、その年度における 4 月 1 日時点の経営内の飼養頭数とする。以下同じ）。 - ア 酪農経営者は、満 27 か月齢以上の牛又は満 7 か月齢から 18 か月齢までの乳用後継で 1 頭当たりの放牧日数 90 日以上（乳用後継牛については預託放牧も可） - イ 肉用牛等経営者は、満 7 か月齢以上の牛で 1 頭当たりの放牧日数 120 日以上（預託放牧も可）
② 飼料作物の不耕起栽培	・ 経営内の飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培を実施すること。 ・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の 5 割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は、飼料作物作付地の面積の 1 割以上で簡易更新により播種すること。
③ 消化液の利用	・ 経営内の飼料作物作付地において、メタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培を実施すること。 ・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の 5 割以上で取り組むこと。

④ 化学肥料の削減		・ 以下のア又はイのうち、1つを実施すること。 ア 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。ただし、草地更新の際は化学肥料を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料を使用する場合は、飼料作物作付地の面積の2割以内とすること。 イ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。
特認取組 (酪農のみ)	⑤ 国産副産物の利用促進	・ 国産の農水産品副産物を土壌改良資材(石灰質資材)又は飼料の原料として使用すること。 ・ 土壌改良資材として副産物(ライムケーキ、ホタテ貝殻等)の使用を選択する場合に、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行った上で分析結果を利用し、施肥に併せて経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上に散布すること。 ・ 飼料の原料として副産物(不整形野菜、豆腐粕等)の使用を選択する場合に、酪農家1戸当たり年間12トン以上を耕種農家等から直接入手し、飼料に調製して利用すること。
	⑥ スラリー等の土中施用	・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上で、スラリー等の土中施用を実施すること。
	⑦ 農薬使用量の削減	・ 以下のア又はイのうち、1つを実施すること。 ア 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は農薬を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず農薬を使用する場合は、飼料作物作付地の面積の2割以内とすること。 イ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。
	⑧ 草地のピンポイント更新技術の活用	・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上を解析した上で、ドローン等を活用した必要箇所の部分的な施肥又は除草に取り組むこと。

2 有機飼料の生産

- ・ 経営内の飼料作物作付地において、「有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）」に定める有機飼料又は「有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）」に定める有機畜産用自家生産飼料を生産していること。
- ・ 1 の取組との重複は不可とする。

3 牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ）

- ・ 給与対象は、満 27 か月齢以上の牛とし、1 頭当たり脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を年間 10 キログラム以上給与すること。
- ・ 本事業において、過去に牛からのメタンガス排出削減の取組により、交付金の交付を受けていないこと（令和 3 年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業において取組を実施した者を含む。）。

注 1）都道府県においては、以下の基準を策定すること。

- ・ デントコーン・ソルガム等の適正な品種・植栽密度を規定する栽培基準
- ・ 化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法

注 2）地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素成分量の合計について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）すること。

注 3）「経営内の飼料作物作付地（又は飼料作物作付延べ面積）」とは、飼料作物作付地（又は飼料作物作付延べ面積）から別紙 1 の第 2 の 2（1）⑤に定める契約栽培地の飼料作物作付地（又は飼料作物作付延べ面積）を除いたものである。

別添 2（別紙 1 の第 3 の 1 関係）

各取組の交付金対象及び交付金単価は以下のとおりとする。

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組

1 交付対象（注 1）

飼料作物作付延べ面積から、交付対象外面積（注 2）を除いた面積とする。

2 交付単価

ア 酪農経営者

200ha 以下：15,000 円/ha 以内

200ha を超え 400ha 以下の部分：15,000 円/1.5ha 以内

400ha を超える部分：15,000 円/1.8ha 以内

イ 肉用牛等経営者：15,000 円/ha 以内（10ha を上限）

2 有機飼料の生産

1 交付対象（注 1）

経営内の有機飼料の飼料作物作付延べ面積から、交付対象外面積（注 2）を除いた面積とする。

2 交付単価

ア 酪農経営者

200ha 以下：45,000 円/ha 以内

200ha を超え 400ha 以下の部分：45,000 円/1.5ha 以内

400ha を超える部分：45,000 円/1.8ha 以内

イ 肉用牛等経営者

アの酪農経営者と同じ

3 牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ）

1 交付対象（注 1）

給与対象牛

2 交付単価

2,000円/頭以内（一経営体当たり100頭を上限、1年限り）

注 1）交付金対象面積は、0.1 ヘクタール（10 アール）未満を切り捨てとする。

注 2）第 2 の 2 の（1）の⑤の農地であって当該年度に水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付される交付金をいう。）の交付対象となっている農地の面積は本事業の交付対象外とする。

別添 3（別紙 1 の第 4 の 3 関係）

環境負荷軽減型酪農経営支援事業に係る現地確認等の実施手順

第 1 事業参加者は、現地確認等に当たり、別紙 1 の第 2 に定める交付要件に係る資料等を現地確認実施者に提供するものとする。

第 2 現地確認等の実施者は、以下に従い、事業参加者が別紙 1 の第 2 に定める要件を満たしているか確認するものとする。

1 酪農・肉用牛経営者又は酪農・肉用牛経営者組織の要件確認

- （１）作業日誌、購入・販売伝票により、出荷・販売実績を確認するものとする。
- （２）組織の場合は、別紙 1 の第 2 の 1（２）の要件を満たしていることを確認するものとする。

2 飼料作物作付面積の確認

- （１）都道府県協議会等は、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付地の面積及び飼料作物作付面積を記入しているか確認するとともに、別紙 1 の第 2 の 2 に定める基準面積に係る要件を満たしていることを確認するものとする。
- （２）都道府県協議会等は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされていることを確認するものとする。
- （３）都道府県協議会等は、別添 1 の 1 及び 2 の取組に係る実施計画に記載されている飼料作物作付地について、事業実施年度における水田活用の直接支払交付金の交付申請状況又は交付実績の有無を確認するものとする。
- （４）都道府県協議会は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地に契約栽培地が記載されている場合は、ア及びイの事項を約した契約に基づき、飼料の生産の一部又は全部を農地の所有者又は借受者である耕種農家等若しくは耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託されていることを確認するものとする。

ア 耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積

イ 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払については、現物と相殺できるものとする。

3 実施計画の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が別紙 1 の第 4 の 1（１）に規定する実施計画に基づき温室効果ガス排出削減の取組を実施していること、又は実施することが確実であることを確認するものとする。

4 みどりのチェックシートの実施状況の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が「みどりのチェックシート」を用いた点検を実施していることを確認するものとする。

5 家畜排せつ物の管理状況等の確認

- (1) 都道府県協議会等は、事業参加者が家畜排せつ物の管理について、別紙1の第2の5に規定する指導等を受けていないか確認し、指導等を受けている場合は、前年度までに改善措置を終了していることを確認するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加者が別紙1の第2の5に規定する環境関係の法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた場合は、事業への参加申請日が、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していることを確認するものとする。

6 配合飼料価格安定制度の契約状況の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が、別紙1の第2の9に規定する配合飼料価格安定制度の契約状況に関する要件を満たしていることを確認するものとする。

7 申請書類等の保存状況の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が本事業の申請書類、別紙1の第2の要件を満たしていることが確認できる書類等を保存していることを確認するものとする。

(別紙 2)

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）の概要

第 1 事業内容

1 事業の取組内容

2に規定する本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

- (1) 事業参加申込者等（別紙 1 の第 4 の 1 の（1）に定める事業参加申込者をいう。以下同じ。）に対する指導・助言
- (2) 事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援
- (3) 別紙 1 の第 4 の 6 に規定する現地確認等
- (4) 温室効果ガス排出削減の取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告
- (5) その他の環境負荷型持続的生産支援事業の推進に必要な業務

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、肉用牛に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であって畜産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 特認団体の申請をする団体は、第 2 の 1 で定める推進事業実施計画（全国型）を提出する際、畜産局長の承認を受けるものとする。

第 2 事業実施計画等

1 推進事業実施計画の作成手続

事業実施主体の長は、環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業実施計画（全国推進

型)「以下「推進事業実施計画(全国型)」という。」を作成し、畜産局長に申請するものとする。

2 推進事業実施計画の承認手続

(1) 畜産局長は、事業実施主体から1の推進事業実施計画(全国型)の申請があった場合は、計画の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するものとする。

(2) 畜産局長は、(1)により推進事業実施計画(全国型)を承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。

3 業務方法書の作成

(1) 2の(1)の推進事業実施計画(全国型)の承認を受けた事業実施主体の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始までに、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、畜産局長に提出し、その承認を得るものとする。

ア 本事業の実施に関する事項

イ 本事業の実績の報告に関する事項

ウ その他業務運営に必要な事項

(2) 事業実施主体の長は、業務方法書の変更がある場合には、(1)の規定に準じて行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施主体の長は、国の求めに応じて、温室効果ガス排出削減の取組による効果を検証し、畜産局長に報告するものとする。

2 事業実施主体の長は、本事業の実施状況の報告を取りまとめ、翌年度の7月末までに、畜産局長に報告するものとする。

3 畜産局長は、2の規定に関わらず、必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。なお、成果目標は、ア)及びイ)のとおりに設定するものとする。

ア) 事業内容の周知

事業内容を広く周知するため、全国を対象とした説明会の開催を含めた目標を設定すること。

イ) 事業参加者への指導・支援等

事業参加申込者等への指導・助言、申請手続支援及び取組状況の現地確認については、各地域(地方農政局等の単位)1件以上となるよう目標を設定すること。

第4 書類等の保存期間

事業実施主体の長は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(別紙 3)

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）の公募に係る
申請書類チェックシート

・申請書類の内容チェック

申請者 チェック欄	様 式	申 請 書 類	提出 部数	事務局 チェック欄(※)
☐		申請書類チェックシート（本紙）	1部	☐
☐	別記様式第1号	環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）応募書	2部	☐
☐	別記様式第2号	事業実施体制	2部	☐
☐	別記様式第3号	事業実施能力	2部	☐
☐	別記様式第4号-① 別記様式第4号-②	事業実施計画 事業評価票	2部	☐
☐	別記様式第5号	環境負荷軽減の取組に係るチェックシート	2部	☐
☐		団体概要（直近の総会資料（財務諸表等の添付資料）、公益法人等：定款（又は規約）・寄付行為、業務方法書、決算報告書等）	1部	☐

・申請書類の形状チェック

申請者 チェック欄	提 出 形 状	備 考
☐	両面印刷	別記様式第1号～第4号は1部ずつ一綴りにし、 左の手法を用いて取りまとめ願います。
☐	ページ番号（通し番号）	
☐	ホチキス止め（左2箇所）	

注：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、本紙も提出してください。

別記様式第 1 号

年 月 日

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）応募書

受付番号

(記入しないでください)

応募団体名			
住 所			
代 表 者		役 職 名	
		氏 名	

補助金申請計画額		千円
----------	--	----

連 絡 先	フリガナ	
	担当者名	
	所属部署	
	職 名	
	郵便番号	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
メールアドレス		

注：連絡先の住所が上記応募団体の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

応募団体の概要

応募団体の概要を定款等に規定された内容に基づき、下記の事項について簡潔に記入してください。

- 1 沿革（設立、名称変更、合併等）
- 2 設立の目的
- 3 事業（定款等に規定された応募団体の主な事業）
- 4 構成員（出資者、株主等）（令和○年○月○日現在）
- 5 総会等で承認されている直近の財務諸表等

別記様式第 2 号

事業実施体制

応募事業名：環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）

1 事業執行体制

	所属	氏名	備考
事業責任者			
担当者			

注：事業責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

事業責任者の概要

氏名（フリガナ）	
所属部署・職名	
生年月日（年齢）	
略歴	

注：この様式は、事業責任者について作成してください。

決裁経路

注 1：決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2：常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

2 経理執行体制

	所属	氏名	備考
経理責任者			
担 当 者			

注：経理責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

経理責任者の概要

氏名（フリガナ）	
所属部署・職名	
生年月日（年齢）	
略 歴	

注：この様式は、経理責任者について作成してください。

決裁経路

--

注 1：決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2：常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

◆補足事項

業務執行規程や決裁権限規程などの事業執行体制を定めたものについて、別途応募団体の活動がわかる資料として添付している場合、その旨を記してください。

別記様式第3号

事業実施能力

応募事業名：環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）

- （1）円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。
（必要に応じ、実施体制図を記載してください。）
- （2）事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。
- （3）事業の推進に必要な肉用牛の飼養管理、自給飼料の作付け、家畜排せつ物の処理、温室効果ガス排出削減等に関する幅広い知見・ネットワークを持っているか。
- （4）本事業に類似・関連する取組の実績はあるか。
- （5）電子申請サービスを活用した効率的な事業実施や、個人情報保護に係る規程はあるか。
- （6）多数の事業者に向けて事業を周知し、参加を呼びかけることができるか。
- （7）本事業の実施により十分な直接効果が期待されるか。

注：各項目について、分かりやすく記載してください。

別記様式第 4 号－①

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業実施計画

事業実施主体：_____

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添に記載すること。
- 2：備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別記様式第4号-①(別添)

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

別記様式第 4 号一②

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）
事業評価票

事業実施主体名		
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月	
事業の概要	酪農・肉用牛経営が行う温室効果ガス削減の取組を支援する環境負荷軽減持続的生産支援事業を推進するため、事業参加申込者に対する指導・助言、参加申込等の申請手続き支援、取組状況確認のための現地確認等に取り組む。	
事業計画及び実施状況		
ア) 事業内容の周知	設定目標	
	実施状況	※
	達成状況	※
イ) 取組状況の確認・指導	設定目標	
	実施状況	※
	達成状況	※
備考（補足）		

注：※の欄は公募申請時には記入不要

環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）

環境負荷低減の取組に係るチェックシート

みどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金の拡充や環境負荷低減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされています。

この方針に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）の事業実施主体については、以下の環境負荷低減の取組を実施していることを要件とします。

公募申請時には、「計画時」の欄に事業実施年度の取組状況（計画）を、実績状況の報告時には、「報告時」の欄に事業実施年度の取組結果を記載して提出してください。

記載方法：実施している（実施を予定している）場合には「○」を記載

	計画時	（１）エネルギーの節減	報告時
①		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（証明、空調、ウォームビス・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）	
③		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	計画時	（２）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
④		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑤		資源の再利用の検討	

	計画時	（３）環境関係法令の遵守等	報告時
⑥		みどりの食料システム戦略の理解	
⑦		関係法令の遵守	
⑧		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	